

令和8年第1回岐阜県議会定例会

第12次岐阜県交通安全計画(素案)

概要版

説明資料

厚生環境委員会

(環境エネルギー生活部)

第12次岐阜県交通安全計画（素案）の概要

計画の位置づけ

交通安全対策基本法第25条の規定により、国が策定する「第12次交通安全基本計画」に基づき、岐阜県交通安全対策会議（会長：知事）が策定するもの。

計画期間

令和8年度～12年度まで
（5か年計画）

基本理念

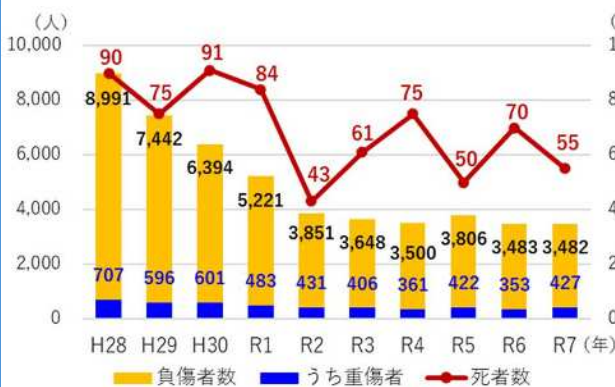
- ◆ 交通事故のない安全・安心な『岐阜県』を目指して
- ◆ 人優先の交通安全思想
- ◆ 少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

第1章 道路交通の安全

現状

- ・ 令和7年の死者数は55人で、ピーク時(昭和45年/317人)の約6分の1まで減少
- ・ 死傷者数は減少傾向
- ・ 交通事故死者に占める高齢者の割合が高い

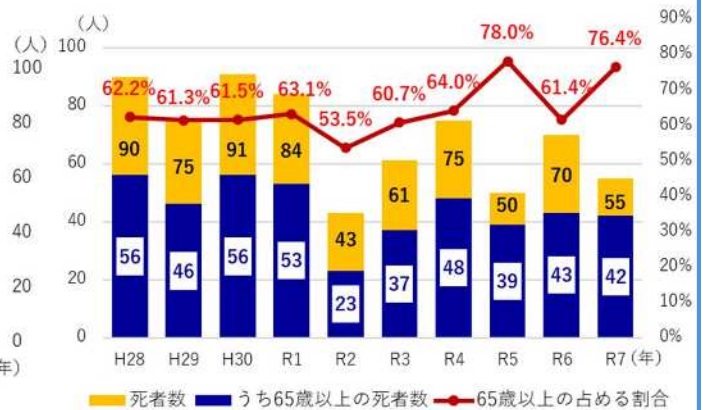
<交通事故死者数、負傷者数(うち重傷者数)の推移>



死亡事故の特徴（令和7年）

- ・ 高齢者の死者が約8割
- ・ 高齢運転者の事故が約4割
- ・ 飲酒関係事故が増加

<交通事故死者における高齢者の推移>



目標

- ①24時間死者数を50人以下にすることを旨とする。
- ②重傷者数を350人以下にすることを旨とする。

講じようとする施策

- ・ 道路交通環境の整備
- ・ 交通安全思想の普及徹底
- ・ 安全運転の確保
- ・ 車両の安全性の確保
- ・ 道路交通秩序の維持
- ・ 救助・救急活動の充実
- ・ 被害者支援の充実と推進

今後の対策で重視すべき視点

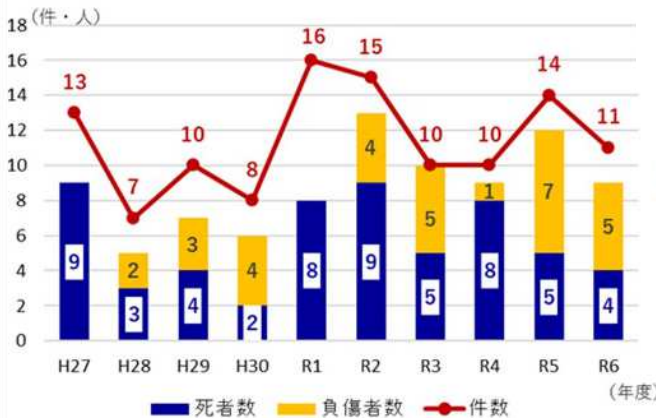
- 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
- 子どもの安全確保のための環境整備
- 歩行者の安全確保のための意識変容
- 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
- 外国人の交通安全対策の推進
- 特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策
- 生活道路における歩行者等の安全確保
- 先端技術の活用推進
- 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進
- 地域が一体となった交通安全対策の推進
- ※●は新たな視点

第2章 鉄道交通の安全

現状

- ・ 県内の鉄道事故は、長期的には減少傾向。
- ・ ホームでの接触事故等の鉄道人身傷害事故と踏切傷害事故を合わせると、鉄道運転事故全体の約9割を占める。

<鉄道運転事故件数と死傷者数の推移>



目標

- ①乗客の死者数ゼロを目指す。
- ②運転事故全体の死者数減少を目指す。

今後の対策を考える視点

- 重大な列車事故の未然防止
- 利用者等の関係する事故の防止

講じようとする施策

- ・ 鉄道交通環境の整備
- ・ 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- ・ 鉄道の安全な運行の確保
- ・ 救助・救急活動の充実
- ・ 被害者支援の推進
- ・ 鉄道事故等の原因究明と事故等防止

第3章 踏切道における交通の安全

現状

- ・ 県内の踏切事故は、長期的には減少傾向。
- ・ 踏切事故は、鉄道運転事故の約5割から6割を占める。

<踏切事故件数と死傷者数の推移>



目標

令和8年度から12年度における平均踏切事故件数を令和3年度から7年度における平均踏切事故件数と比較し、約1割削減することを目指す。

今後の対策を考える視点

- それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

講じようとする施策

- ・ 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
- ・ 踏切道の統廃合の促進
- ・ 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- ・ その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

今後のスケジュール

- ◆ 令和8年3月 厚生環境委員会において計画（素案）報告
国基本計画の決定
- 4～5月 パブリックコメント・市町村意見照会
- 7月 厚生環境委員会で本計画案を報告
岐阜県交通安全対策会議で承認・決定